

園原部落長 熊谷繁 様

令和元年 12 月 11 日

令和元年 12 月 10 日の部落会において、私が預かっている通帳（解約済み）を返せとの仰せがありましたので、お返しします。

#### 通帳（解約済み）を預かっていた経過

平成 29 年 2 月末、当時の部落長である熊谷政幸が家に来て「来年の部落長を下りてくれ。みんなの意見だ」と話されました。

この様な話しを部落会で話されたのであれば兎も角も、一部の者の考えであれば、なぜ私の役を降ろさなければならないのかと疑問を持ちました。

当時、私は会計の役として、園原部落の水道補償金会計に不正が有るとの確証得て、熊谷村長に相談をしておりました。それらの経過については熊谷政幸部落長（当時）と共に行動しておりましたので、熊谷政幸が、水道補償金不正が明らかになるのを恐れ、私を部落長にさせまいとする魂胆であると判断いたしました。熊谷政幸の話しにおいて危機感を感じ熊谷村長に相談したところ、村で対応できる内容では無いと言われ、警察に相談したらとの結論に至りました。

平成 29 年 3 月の半ば、阿智交番に出かけ署長と面談したところ、これは交番では扱えないので飯田警察署の刑事課へ行って下さいと指示されました。

刑事課で担当刑事に相談したところ、「これは酷い。公金横領です」と話され、部落通帳の一切を見せてもらえませんかと言われましたので、後日持参を致しました。

ちょうど警察に届けた頃に監査がありましたので、不正会計のまま監査を受けることは出来ない判断し、監査の日に出向いておりません。

その後、熊谷政幸と熊谷朋宏が自宅に来られ、なぜ監査の日に来なかったのか詰め寄られましたので、水道会計は不正で有る。警察に届けてあると説明しましたが、監査を受けられないのなら会計書類の一切を返せと言われましたので、3 月中は会計で有る私の責任において対応する。3 月を過ぎればお返しするとしました。3 月末と 4 月早々に熊谷朋宏と田中憲治が来られましたので、不良な通帳は解約し、本通帳に戻したことを告げ、解約した通帳以外の通帳と他全ての書類をお返ししています。

解約した通帳は不正の証拠で有るからして、私が預かるがどうか？と確認していますが、それを返せという熊谷孝志・熊谷菊美・熊谷和美・渋谷吉彦の一部の者の意見において返すことは本望ではありませんが、部落長が言われる結果を出すために、お返しすると致しました。

### 不正を修正する務め

部落長で無くとも、部落の会計に不明な点や疑惑が生じれば、それを明確にしなければ成らないと思います。特に、今回のような不正は犯罪であることからして、不正を修正したにしても告発しなければならない義務があります。

熊谷操氏の水道会計の不良事項は、間違いであるとしたことで解決出来ないかと熊谷村長に相談してきました。しかし、熊谷操氏は園原部落の公金を横領したのでは無く、阿智村の公金を横領したとの状況になれば、もはや私の力が及ぶ範囲でありませんでした。

### 解約した預金通帳を返さなかった理由

解約した通帳を見れば分かりますが、平成 18 年に作成されています。それら通帳を作成したのは熊谷和美、熊谷孝志の当時部落長副部落長であります。これらの通帳は部落の了解もなくして、勝手に作られています。

熊谷和美が部落長の時の監査委員は熊谷寛さんと私であります。熊谷和美が作成した帳簿は無く、集計表だけで監査を行えとされました。それらの集計表を確認すれば、金額の相違が多く有り、とても監査が出来る状況ではありませんでした。間違いの全てを指摘する前に熊谷和美は集計表を取り上げ、何の発言もされておられません。

会計監査が出来ないため、部落会で決められた事業監査を行うことで事業確認をしておりましたが、部落会で決められた事項の一つが何も手つかずで、それを指摘したところ、行き成り立ち上がり「俺に向かってお前とは何だ！バカヤロー！」と金切り声を上げて出て行ってしまいました。

やむを得ず監査は中止したのですが、熊谷孝志と 2 人において、熊谷操氏の不良行為の全てを話し、水道の管理を交代させることで対処しようと致しましたが、熊谷和美には、修正した集計表と帳簿の作成をするようお願いしておきましたが、それらの事は一切されておられません。

その後に、これらの通帳が作成されていることを鑑みれば、本通帳から分離する理由は不正な会計報告を逃れるための手段である事は明らかだと思います。通常の住民であれば、別通帳を部落了解無しで作ったことを追求するのが当然だと思いますが、不正な通帳が表に出ないように考えている私を責めることは如何な事かと存じます。

### 別通帳が不正だとする理由

通帳をご覧いただければ何方でもお分かりいただけると思います。全ての通帳に不審な金の出入りがありますが、それらは部落監査において指摘できる事項であり、監査が通っている限り今さら問題とすることも無いでしょう。

園原部落 特別会計とある、水道補償金の通帳であります、平成 16 年 17 年と、熊谷操氏は水道補償金が 30 万円であるとされ、直接部落に持ち込まれ、本通帳に入金しておりました。それが平成 18 年から 165,000 円とされた別通帳が出来たのです。

これは 30 万円を 165,000 円に減額することを目的として別通帳を作成したと見なされます。そしてこれは犯罪であります。

私がこの事実を知ったときは会計であった平成 28 年度であります。平成 18 年に作成したとなれば時効ではないかと思われる方も居られるでしょうが、この通帳を使用して熊谷操氏個人から不明な金を今でも受け取っていけば、其処に時効は適用されません。この事は、刑事に相談して確認したことであります。

これ以上部落の中から犯罪者を出したくないという私個人の考えで解約したものであり、刑事に告発しないと告げた上で本日まで預かってまいりました。

しかしながら、この通帳を返せという要求に応えなければ部落から出ていけとか、お前が出るなら俺は出ないという菊美や和美や吉彦の雑言罵倒に耐えたとしても、これ以上犯罪を隠すことは困難と判断しております。

つきましては、熊谷和美と熊谷孝志の両名を公金横領において刑事告発いたします。

この様な行為を行う限り、それ相応の覚悟を持って臨みますが、端から私個人で解決しようとしてきたことであり、部落に対して迷惑を掛けるとした考えは持ち合わせておりません。ですが、同じ部落の者を訴えるのは異常事態でありますゆえ、本日をもって部落とのお付き合いは控えさせていただきます。ただし、お付き合いをしないのは部落会議だけであって、部落会費、お役などのことは今まで通り続けさせていただきます。

---

令和元年 12 月 26 日に警察に届けました。園原部落の公金を横領されたのですから、これからは部落長の責任において進めて下さい。

部落内への周知をお願いしておりましたが、まだ十分に行き渡っていないようであります。それらについて前後しての誤解が生じれば、それも部落長において対応して下さい。また、これらの文書は西地区住民に知らしめますと共に、後々公開いたしますことも伝えておきます。

熊谷操の公金(阿智村)横領を部落住民全員が隠すという、とんでもない愚行を行ったことにおいて、これから先に多くの犯罪者を出す事になりました。これらの責任は私も含めた園原部落全住民にあり、社会的な責任が負わされることになります。先ずは、人の所為にせずして、部落住民が深く反省するところから始めて下さい。

令和元年 12 月 27 日